- 1 子育て先進区における学校教育について
  - (1) 学校教育費について
  - (2) 先生が子どもと向き合う時間を十分に確保する取組みについて
  - (3)新教科等の対応について
  - (4) 幼児教育について
  - (5) 地域で支える学校について
- 2 若者政策について
  - (1) 若者支援について
  - (2) シチズンシップ教育について
- 3 まちの風景を大事にしたみんなで取組むまちづくりについて
  - (1) 生産緑地、未利用地や学校跡地等について
  - (2) 景観まちづくりについて
- 4 その他

○斉藤委員 令和2年第1回定例会予算特別委員会におきまして、立憲民主党・無所属議員団の 立場から総括質疑をいたします。今回が初めての質疑となります。どうぞよろしくお願いいたし ます。

# 1 子育て先進区における学校教育について

(1) 学校教育費について

まず、子育て先進区における学校教育について、学校教育予算についてお伺いします。

子育て先進区実現に向けた施策を掲げ、令和2年度当初予算、一般会計1,468億2,300万円のうち、子ども教育費は557億6,770万円、構成比は38%となりました。昨年度の子ども教育費予算の構成比率が35.3%であることを見ると、子育て・子育ちに係る予算は充実されてきていると言えます。まちをつくるのは人、未来をつくるのは子どもたち。特に教育、中でも学校教育は、社会全体として子どもを育てていく大切なものです。地域で活動していた頃、中野区の教育予算は適切なのかどうかという話がよく話題になりました。

実は、予算書の中に、学校予算が幾らなのかを分かりやすく示された金額がありません。例えば、学校施設整備費が入っておりますために、年度ごとに変わってしまう。また、広く社会教育費の費用も含まれていたりします。そこで、私はまず、学校教育予算を考えるに当たり、一つの指標として、子ども・教育政策費の中、校割予算がございます。それを見てみたいと思います。これは、学校長の裁量で使える学校運営に係るものであります。近年どのように充実を図られてきたか、お伺いいたします。

○永田子ども・教育政策課長 校割予算は、学校ごとに次年度の学級数や児童・生徒数の予測数 に各項目の単価を乗じて算出した総額を学校に提示し、各学校長の裁量で予算の配分を行うも のでございます。この算出の基礎となる単価につきまして、児童・生徒1人当たりの単価の増や 図書充実費の加算を行ったほか、令和2年度予算におきましては、学校再編に伴う大規模校について一定の加算を行い、予算の増を図ってございます。

○斉藤委員 ありがとうございます。こちらは、校舎管理や学校備品の購入、図書の購入、クラブ活動費、また、学校独自の教育活動に係るものなど、有意義に使っていただくものでございます。与党会派からも主張していたとおり、近年、予算単価等を見直され、また、大規模校における加算も実施されたということで、金額が上がっていることは評価したいと思います。

そしてまた、教育委員会として、校割予算だけではなく、もともとのある学校教育の充実を図るために十分な予算を確保するため、令和2年度においてどのような事項に重点を置いてきたのか、お聞かせください。

○永田子ども・教育政策課長 令和2年度予算におきましては、新校舎の整備をはじめとした学校環境の整備や学校のICT環境の整備及び情報化の推進、新学習指導要領の全面実施を契機とした英語教育の充実などを図る予算としてございます。また、一人ひとりが安心して学ぶ環境整備として、日本語適応事業の拡充、中学校への特別支援教室の設置及び巡回指導の実施など、特別支援教育の充実を図ったところでございます。

○斉藤委員 ありがとうございます。教育費の増額、また、様々な取組を評価したいと思います。 決算特別委員会でも御指摘をさせていただいたのは、我が会派としては平成19年度から教育費の決算値を追いかけております。予算見合いでは他区とは教育費はなかなか比較できず、決算カードで見るのが適切です。単年度で見ると、先ほども申し上げましたけれども、学校の施設整備があると教育費が大きくふくれるので、決算教育費を通年で見なければなりません。それにより、平成30年度決算値を反映して、平成19年度から30年度までの12年間の教育費を調査したところ、何と23区中16位という結果が出ました。まだまだ中位で、今後は新学習指導要領への対応、教員の働き方改革など、まだ様々な課題がございます。また、未来の子どもたちのために、さらなる教育費の充実は望まれるところでございます。担当としてどうお考えか、お聞かせください。

○永田子ども・教育政策課長 学校教育につきましては、これまでにも中野区教育ビジョンに基づき、生きる力を育む教育を進めてきたところでございますが、これからの新しい学校教育や学び方をさらに推進していけるよう、環境の充実を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

○斉藤委員 ありがとうございます。

では、今御答弁いただいたことなどを基に、令和2年度の取組から4点ほど取り上げてお話をさせていただきたいと思います。

(2) 先生が子どもと向き合う時間を十分に確保する取組みについて 最初に、昨年度から進められております学校教職員の働き方改革です。

御存じのとおり、平成30年10月9日から15日までに行われた中野区立学校教員勤務実 態調査によると、教員の平日1日当たりの在校時間は11時間を超えています。1週間当たりに すると、週60時間以上の者の割合が小学校では41.9%、中学校では52.3%、一番多いのは小学校の副校長で78.1%です。過労死レベル、ブラック企業ともいわれるこの状況の改善が最優先の課題だと思います。この状態をどうお考えでしょうか。

○石崎学校教育課長 教員の勤務時間につきましては1日当たり7時間45分とされているところですが、平成30年度の区の全校調査では、小・中学校とも1校当たり11時間を超えている状況にございます。また、教材研究等の必要な時間が十分に確保できないとする教員も多く、教員の働き方に関しては早急な改善の必要があると認識してございます。

○斉藤委員 また、来年度は、今お話もありましたが、小学校が、そして、その翌年、中学校においては新学習指導要領が全面実施となり、小学校では新しい教科として外国語が加わります。また、プログラミング教育の導入やアクティブ・ラーニングといった新しい視点も入り、以前ならベテランの教員がその経験を積み上げ、新採用の先生の指導に当たったわけですが、経験を積んだ教員もまた同時にゼロからのスタートという状況になります。高度のICT化が進むなど教育環境は大きく変化しており、その対応も仕事量増加につながっています。配慮が必要な子どもたちの割合が増えていること、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化により、学校の果たすべき役割が大きくなっています。地域対応も学校の役割の一つとなっています。私は、PTA活動や育成委員としての活動、小学校でのALTの仕事を通じて、先生方の忙しさを目の当たりにしてきました。休み時間も十分に取れない忙しさは、先生が子どもと向き合う時間を確保できない状況を生んでいます。結果的に学校教育の質につながってしまうのではないかと危惧しております。

中野区教育委員会でも危機感を持ち、導入時期を含め、昨年度より中野区立学校における働き 方改革推進プランを策定し、取り組んでいただいているところでございますが、今、教員の忙し さを改善させなければ、この先の日本の未来に不安を感じると思うほど、私も危機感を持ってお ります。変形労働時間制の導入も考えられていますが、どんなに規定を設けても、時間数を減ら す抜本的な改革にはなりません。人を増やす、仕事量を減らす、仕事の効率化を考える、教職員 の心身の健康を守ることを考えなければなりません。

まず、人の配置について伺います。現在、区として学校にどのような人員配置をしているでしょうか。

○宮崎教育委員会事務局指導室長 現在、区では、全小・中学校に任期付短時間勤務教員、学校 図書指導員、外国語指導助手、心の教育相談員、特別支援教育支援員などを配置しております。 また、全中学校には部活動指導員、学校から希望があり必要として認められた学校には副校長業 務補助員、スクール・サポート・スタッフ、学校経営補助員、理科観察実験アシスタントなどを 配置しております。このほかにも、都からはスクールカウンセラーや特別支援教室専門員などが 学校に配置されておるところでございます。

○斉藤委員 これだけの方々が今、学校に入ろうとして、学校を支えようとしております。しかしながら、一方、この方々を適正に配置し、人材を確保すること、つまり、採用をうまくすることということは、それはそれで大変なことだと思います。

次世代育成委員をしていたとき、学校から人材の紹介を依頼されたことが何度となくありま した。人材確保をまずどのように行っているか、お伺いします。

○宮崎教育委員会事務局指導室長 任期付短時間勤務教員や学校図書館指導員などにつきましては教育委員会で募集し、学校に配置しているところでございますが、スクール・サポート・スタッフや心の教育相談員、部活指導員などにつきましては学校が探している状況がございます。教育委員会といたしましては、今年度から学校サポーター登録制度を開始し、学校が探す様々な学校スタッフについて、区のホームページで募集して応募者を登録し、必要に応じて学校に紹介しているところでございます。また、これまでも東京都教育委員会では人材バンクの登録、紹介を行ってきたところでございますが、今年度から一般財団法人東京学校支援機構を発足させ、新たな人材バンクである TEPRO Supporter Bank を運営しているところでございます。学校に対しましてはこちらも紹介しているところでございます。

○斉藤委員 人材を確保することは大事ですが、採用に関する負担というのはとても大きいも のだとまた思っております。学校側の負担がないよう、ぜひフォローをしていただきたいと思い ます。

そして、次、仕事を減らす効率化についてです。

学校行事を見直したり業務の効率化を図るなどして、教員が業務に費やす時間を軽減する取組が必要だと思います。教育委員会として学校にどのような働きかけをしているのか、お伺いします。

○宮崎教育委員会事務局指導室長 先月、公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関して法的根拠を有する指針が告示されたことにより、教育職員の勤務時間に対する管理の徹底を一層求められるようになっているところでございます。指針に示される勤務時間を達成するためには、これまでの学校行事の在り方や業務そのものも根本的に見直す必要がございます。学校行事の精選や業務の効率化につきましては、本来学校が主体的に行うべきものでございます。ただし、教育委員会といたしましては、業務の効率化や教職員の意識改革についての様々な方策や工夫の例を定例校長会や教育課程相談などの機会に紹介するなどして、各校の状況に応じた働き方改革を推進しているところでございます。

○斉藤委員 ぜひ学校へのサポートをお願いしたいと思います。また、教育委員会として様々なシステムの導入などを行う際、また、いろいろな情報伝達のやり方など、現場の声を聞いた仕組み、対応を入れていただきたいというふうに思います。

そして、次に、教職員が子どもに向き合う上で一番大切なことは、教職員の心身の健康でございます。特に、メンタル面でのサポートとして区や都の教育委員会で配慮されていることがありましたら、お聞かせください。

○宮崎教育委員会事務局指導室長 区では、一人ひとりの教職員がメンタル面での自己管理ができるよう、副校長研修や初任者研修などの中でメンタルへルスに関する内容を取り入れているところでございます。また、管理職が適切に教職員管理ができるよう、管理職に対しては、日常的に教職員とコミュニケーションを図りながら、その心身の状況を把握し、必要に応じて対応

するよう働きかけてきたところでございます。さらに、何らかのケアが必要な場合に備えて、東京都教職員総合健康センターで実施しているメンタルヘルス相談や学校訪問相談、リラクゼーションなどの体験を学校に周知しているところでございます。

○斉藤委員 今、何人いらっしゃるかというお伺いはいたしませんが、学校の中で本当に心を痛めている教員の方々を伺っているところでございます。ぜひ教育委員会としても配慮をしていただきたいと思います。

今申し上げてまいりましたが、究極には、私は根本的に教員数の確保が必要だと思っております。しかし、これは区だけの力ではできません。中野区として国や東京都に、例えば、副担任制や専科の先生を配置する等の教員数の増加、また、教員の持ち授業数の上限を設けるなど、抜本的な対応を区から強く働きかけていくことも必要なのではないかと思います。いかがでしょうか。

○宮崎教育委員会事務局指導室長 区では独自に、平成30年度から任期付短時間勤務教員を各校1名配置しているところでございます。子どもたちの学力向上を第一の目的としながらも、学校行事なども担当するなど、教員の働き方改革の一端を担い、成果を上げてきているところでございます。教員の定員増等につきましては、区の取組だけでは実現することが難しい状況にございます。引き続き国や都に要望していくこととさせていただきます。

○斉藤委員 ぜひよろしくお願いいたします。

また、家庭や地域に対し、学校の置かれた状況について理解や協力を求めることも必要だと思います。既に取り組んでおられる様々なこと、勤務時間外の学校への電話は控えていただきたいとか、学校閉庁日の設置を周知するとか、部活動ガイドラインへの理解、また、地域とは学校や児童・生徒の地域・行事参加や日程について意見交換を進めていくなど、ぜひそれについて啓発をし、取り組んでいっていただきたいと思います。地域社会もまた一丸となって学校を支えていけるようでありたいと私は望んで、この項目を終わりたいと思います。

### (3)新教科等の対応について

先ほど述べましたが、小学校では来年度、中学校ではその翌年に新学習指導要領が全面実施となります。令和2年度の取組で、先ほども御紹介いただきましたが、英語教育の充実が挙げられていました。これまで、中野区では小学校3・4年生以上において外国語活動が実施されておりまして、このたび、3・4年生の外国語活動は20時間から35時間、5・6年生に関しましては、50時間が新たに外国語教科として70時間が導入されます。これはおおむね、45分の授業が週に2回程度ある計算になります。グローバル化が進むこれからの社会において、外国語、特にインターナショナルランゲージとして英語を勉強することは大切なことです。

一方で、現在の小学校教員の多くは、大学教職課程において外国語教育について学んできておりません。私はこれまで児童英語指導の仕事に携わってまいりましたが、外国語活動や外国語科での指導に対する教員の不安は大変大きいものがあります。小学校での外国語活動や外国語科での指導に対する教員の不安に対する教育委員会としての支援を御説明ください。

○宮崎教育委員会事務局指導室長 これまで行ってまいりましたALT配置事業につきましては、先ほどお話もありましたとおり、小学校3・4年生につきましては各学級年間20時間から30時間へ、5・6年生につきましては各学級年間35時間から50時間に拡充して教員の指導を補ってまいります。また、外国語活動の授業の在り方を教員に指導するため、来年度から英語教育に造詣の深い学識経験者を小学校英語教育アドバイザーとして学校に派遣するとともに、別に実施する教員対象の英語教育研修の講師としても活用する予定でございます。これ以外にも、外国語活動の指導で実績のある教員を教育マイスターに指定して、その授業を広く教員に公開するようにしているところでございます。

○斉藤委員 アドバイザーにはぜひ、実体の模擬授業を行うなど、実践的なアドバイスを行っていただきたいと思います。また、ALT自体にも研修の機会を設けてほしいと思います。そして、現在はALTに母語の要件はございませんが、できれば年に数回でも学校にネーティブスピーカーとコミュニケーションを取るような機会も設けていただきたいというふうに思います。

そして、予算要望書186ページ、小学校英語体験プログラム事業とありますが、どのようなものか、お聞かせください。

○宮崎教育委員会事務局指導室長 小学校4年生全員を対象に、江東区にあります体験型研修施設である TOKYO GLOBAL GATEWAY での半日体験を行う予定でございます。昼食時間も含め、英語だけを使ってコミュニケーションを図る体験を行うことにより、英語への興味、関心を高め、5年生から始まる教科の外国語につなげていこうとするものでございます。

○斉藤委員 これは大変貴重な経験になると思います。中野の子どもたちはラッキーだと思います。ぜひ取組を進めていただければと思います。

また、今度はプログラミング教育も注目されるところです。これは、コンピュータに意図した 処理を行わせるための論理的な思考力を育むためのもので、私も実際に Scratch と呼ばれる小 学生向け教材を勉強会にて体験させていただきました。様々な指示を組み合わせて、パソコン上 の猫に多角形を書かせるという作業はとても楽しく、また、一生懸命考えを深める時間ともなりました。デジタル教材やICT機器を使いながらの授業が多くなります。また、あわせて、校務も一層のICT機器の活用が期待されます。不慣れな教員には負担が多いものです。来年度の取組についてお知らせください。

○石崎学校教育課長 各学校ではICT教育推進教員を指定し、不慣れな教員への指導等を行っているほか、教育委員会では夏季にICT研修を実施し、機器の操作やソフトの活用などについて集中的に指導を行っているところでございます。さらに、来年度は、これらに加え教育情報化専門員を教育委員会に配置し、児童・生徒や教員に対して授業におけるICT活用支援、ICT機器の操作支援などの支援を行ってまいります。

○斉藤委員 ぜひ充実させていただきたいと思います。

他の委員からもいろいろ御質問がありましたが、今、GIGAスクール構想、——GIGAはギガバイトのギガではなくて、Global and Innovation Gateway for ALL というものでございます。——児童向けの1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備す

る構想が進められています。先ほどからお話をしておりますように、2020年は新しい概念が入り、新しい取組、視点が入り、日本の学校教育が大きく変わる節目の年かもしれません。教員が授業の準備にしっかりと時間をかけられるよう、子どもとしっかり向き合えるよう、そのための環境整備を行っていただくよう一層の取組をお願いいたします。

## (4) 幼児教育について

次の視点は、幼児教育についてです。幼児教育を担う区立幼稚園の果たす役割について取り上げます。

幼児期の教育は将来にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するために幼児期の特性を踏まえて行うものであることを基本とすると学校教育法にあります。現在、区政運営方針によって明らかにされているとおり、今後の区立幼稚園の在り方についての方針が検討されているところではありますが、これについてはしっかりと議論が進められなければなりません。

これまで中野区は私立幼稚園が区内の幼児教育を担ってきたという歴史があります。その中で、区立園が果たしてきた役割を区としてはどのようにお考えでありますでしょうか。

○濵口保育園・幼稚園課長 中野区におきましては私立幼稚園を中心に幼児教育の環境が整備されてきた経緯があり、私立幼稚園が少ない地域に区立幼稚園を整備することで区内の幼稚園の地域偏在を解消してきたところでございます。区立幼稚園は、公立の幼児教育施設として私立幼稚園と連携・協力し、私立幼稚園とともに小学校への接続を見据え、中野区就学前教育カリキュラムを活用し、保幼小連携教育を推進するとともに、私立幼稚園・保育園等と実践的な合同研究を進め、就学前教育の向上に取り組んできたところでございます。

○斉藤委員 相互に連携しつつ、質の高い幼児教育を実現してまいりました。区として幼児教育の実践・研究の場を持っていることは大事なことでございますし、また、多様な園児の受入れを担ってきたということもございます。

ところが、新しい中野をつくる10か年計画(第3次)では、区立幼稚園を民設認定こども園にするとしておりました。そのときのそのような計画をつくりました理由はどのようなものだったでしょうか。

○濵口保育園・幼稚園課長 認定こども園は様々なライフスタイルの家庭が利用でき、幼稚園と保育所機能が一体的に提供され、子ども・子育て支援新制度において推進されていくことから、区は、新しい中野をつくる10か年計画(第3次)におきまして、区立幼稚園2園を認定こども園化するとしてございます。また、運営については、基本的に民間活力を活用できるものは民間に委ねるとする考え方に基づき、民間事業所を誘致するという方針としてございました。

○斉藤委員 新しい考え方として認定こども園の検討がされたわけではございますが、そのとき、恐らく保育ニーズのこともあったのだと思います。そして、実は、幼稚園と認定こども園というのは、今お話もありましたとおり、形態が違っているものでございます。例えば、入園年齢、在園時間、年齢による生活リズム、長期休暇が違っていたり、保護者の就業形態が違っていたり、

園児にとっては、認定こども園と幼稚園というのはそもそも違うものだというふうに私は思っております。また、認定こども園化することによりまして、先生方の配置、人数が多くなりますということも一つあったのではないかと思います。先生方の人事配置は、今、課題ではあると思いますけれども、私立園との短期の交流制度を設けるとか、また、他区との交流の仕組みを考えるなど、工夫ができるようにと思っております。

以上のことを考えながら、区立園が担ってきた、区立園が果たしてきた役割をしっかり認識し、やはり、幼稚園と認定こども園の差異を考えながら、幼稚園の在り方を大切に思い、そしてなおかつ、先日、両区立園では保護者との懇談会を開催されたと聞いております。そこで、多くの方々より幼稚園存続の思いが寄せられたと聞いております。そのように、これまでと同様の幼稚園を希望する地域のニーズがあります。そのニーズも無視できないと思います。以上のことから、私は、区立幼稚園の存続を望むところでございます。必要であると考えているところでございますが、区としてのお考えをお聞かせください。

○濵口保育園・幼稚園課長 区立幼稚園の存続につきましては、限られた人員体制の中で持続可能な教育環境をどう確保していくのか。また、将来にわたり幼児教育の質をさらに高めるための工夫、取組などを教育委員会で十分検討する必要があると考えているところでございます。

○斉藤委員 これは、我が会派の酒井議員からも先日、一般質問でお伺いしたところでございます。区としてしっかり取り組んで議論を進めていただきたいと思います。また、区長におかれましては、区立幼稚園を訪れて保護者との懇談の場を持ったこともあると伺っております。子育て世代に選ばれる中野区、ぜひ検討をよろしくお願いいたします。

#### (5) 地域で支える学校について

子育て先進区における学校教育についての取組の中で、最後になりますけれども、私の視点を1 点申し上げます。

地域で支える学校について。教育的観点から、家庭、地域、学校が一体となって子どもたちの 学びに取り組んでいくことはとても大事なことでございます。一方で、先生が学校と向き合う時間を十分に確保する取組としても、そのサポート役として地域人材がボランティアとして学校に入って地域で学校を支援していくことはとても大切な考え方だと思っております。平成30年度の東京都の学校支援ボランティア推進協議会事業報告によると、23区中14区に学校支援ボランティア制度がありますが、中野区における取組についてお聞かせください。

○伊藤学校再編・地域連携担当課長 中野区は平成23年に学校支援ボランティア制度をスタートさせました。スタート時の登録者は137人、本年2月1日現在の登録者数として254人、14団体でございます。主な活動内容としまして、学習指導サポート、本の読み聞かせ、花壇づくりなどがございます。ボランティアの登録期間としましては、おおむね3年としてございます。登録延長の場合には、登録期間内に教育委員会に改めて申請手続を行うということになってございます。

活動に対する謝礼としまして、交通費、材料費等の活動に伴う必要経費として活動内容1回当たり500円を支払うこととしてございます。ボランティアがボランティア活動中の事故に備えるため、教育委員会が傷害保険及び賠償責任保険に加入してございます。

○斉藤委員 ありがとうございます。では、補足して、ボランティア登録の流れですが、私、次世代育成委員としてコーディネーター役を務めておりました。まず、希望者が事前に教育委員会に登録、学校は教育委員会のリストから、または次世代育成委員に依頼して人材を探していく。学校とボランティアの間の調整は次世代育成委員がコーディネーター役として務めることになっております。そして、校長または学校地域連携担当職員、学校にいる事務の職員の方ですけれども、学校支援会議を招集し、学校長、PTA会長、次世代育成委員が参加して、この会議体で人材情報の共有などについて協議することになっています。支援会議の開催実績、そこでの協議内容、課題などお聞かせください。

○伊藤学校再編・地域連携担当課長 学校支援会議は、ボランティア制度の安定的な推進及び学校と地域の連携を図るため、中学校の通学区域ごとに設置してございます。学校支援会議の開催頻度としましては、年1回程度でボランティアの活動状況に関する情報交換、学校が必要とする人材情報の共有等について協議しております。令和元年度の実績は、確認できている学校として10校中4校でございます。

- ○斉藤委員 ということは、中学校区9校区ある中で、今年度は4校しか開始されていないということで、ほかの校区は実施されていないということでよろしいでしょうか。
- ○伊藤学校再編・地域連携担当課長 委員おっしゃるとおりでございます。
- ○斉藤委員 実施されたところからは、様々な課題など教育委員会に寄せられたことはございますか。
- ○伊藤学校再編・地域連携担当課長 実施に伴いまして、先ほど申し上げましたように、情報交換、それから学校が必要とする人材情報の共有等について協議してございまして、そういったところについて報告がございました。
- ○斉藤委員 ということは、特に課題等は寄せられていなかった。そして、9中学校区において も、半分ほどしか実施がなかったということは、この会議体の意義については疑問が残るところ でございます。

それから次、予算特別委員会の要求資料の40番になりますけれども、「授業等における地域 人材の活用状況」という表がございます。たくさんの地域人材が実は学校に入っていることが分 かります。誤解のないように確認です。この方々は全員学校支援ボランティアさんでしょうか。 それともそうでない方も入っていらっしゃるのでしょうか。

- ○伊藤学校再編・地域連携担当課長 こちらの資料につきましては、小学校の授業等において地域人材を活用しているリストでございまして、学校支援ボランティアも含めたものとなってございます。
- ○斉藤委員 ということは、この表は学校支援ボランティアの表ということではないということが今分かりました。その方々におきまして、保険が、一番学校に入る方々において、また子ど

もたちにとって学校にとって心配なのが保険の加入だと思いますけれども、この方々が全員保険に加入されているかどうか把握していらっしゃいますでしょうか。

○伊藤学校再編・地域連携担当課長 学校でボランティアの活動をいただいている方について は加入していると認識してございますけれども、こちらの表、リストにつきましては、ボランティア以外の件数も含まれていると考えてございまして、そちらについては正確には確認ができてございません。

○斉藤委員 これはとても大事なことだと思います。学校に入る方々がきちんと御自身のけが も、また賠償責任についても、保険に加入されているかどうか確認はすべきだと思います。

以上から、実際は学校支援のボランティアに関して、もともと教育委員会が持っていらっしゃるリストから探すというよりも、現実としましては、教員の個人的つながりや学校からの依頼で次世代育成委員が探すケースが多くなっています。コーディネーターとしての次世代育成委員がどこまで責任を、この人材探しに関しまして責任を持つかどうかというのは難しいところです。現状を見ると、この制度が人材バンクとしての役割を十分果たしているとは言えません。しかしながら、実際はすばらしい地域人材が学校に入って活動していらっしゃっているという事実がございます。地域人材の活用がスムーズにされるよう、学校支援という視点からもう一段階レベルを上げ、しっかりと実費支払いが行われ、特に保険加入が学校に入る方の全ての人に行われるよう、またコーディネートをする情報共有の会議体が有効であるよう、そしてさらに学校を支援する先生が子どもと向き合う時間を十分に確保するという視点から、地域人材を確保するという意味から、有償ボランティアなどの制度も導入するような新たな学校支援の仕組みをつくっていってはどうかと思います。今の学校支援ボランティア制度を見直して新たな制度を検討していってはと思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊藤学校再編・地域連携担当課長 地域の人材を学校支援ボランティアとして活用することにより、学校と地域が連携し、小・中学校、幼稚園の教育活動の充実が図られたという成果をこちらについては挙げてございます。他方で、学校がボランティアを依頼する場合、全く面識のないボランティアに依頼する等により、学校側が独自に様々な方法でボランティアを探し依頼することも多いと認識してございます。学校支援ボランティア制度の制定から9年を経過し、制度の改善も必要なことから、地域人材の活用が円滑に行われるよう見直していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 先ほども適切な人材をきちんと採用する、地域に今日の総括質疑の中でも様々な 人々を適切に配置するということはちょっと別な次元の話ですけれども、とても今難しい場面、 局面になっていることと思います。いま一度この制度も見直して、学校にとって、そして地域に とってもいい形での制度を進めていかれるよう御検討をお願いしたいと思います。

そして、我が会派、以前民主党の頃からコミュニティスクールの在り方を検討しております。 コミュニティスクールについての議論はまた別の機会にしたいと思いますけれども、今後この 学校を支えていく、学校に入っている地域人材の方々の活用がその素地になるのではないかと 思っておりますが、いかがでしょうか。そうして地域ぐるみで学校を支えていこうという思いが、 地域、まちにあふれていってほしいと私は思っております。お答えください。

○伊藤学校再編・地域連携担当課長 今後、導入を計画している学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールの導入においては、学校運営協議会が学校を支援するようなボランティアと協力・連携していくことが不可欠となります。最も効率的・効果的な地域人材の活用方法となるよう検討していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 ぜひコミュニティスクールを視野に入れた地域人材の活用という視点を持っていただきたいと思います。こちらは要望です。

## 2 若者政策について

#### (1) 若者支援について

では、次、若者支援についての項目に移りたいと思います。中高生や若者たちがその年齢特有の課題を抱えることがございます。不登校、ひきこもり、軽度の発達障害により仕事が長続きしないといった生きづらさ、また予期しない妊娠や性に関する悩み、また貧困や虐待など家庭の課題を抱えているケースも多くあります。どこかで誰かが手を差し伸べていれば犯さずに済んだ非行や犯罪もございます。これまで地域での活動において、そのような方々を関係機関につなぐのに当たり、どこに相談するか私自身迷ったことがございました。現在の中野区で、こうした若者特有の問題について総合的な相談窓口があるでしょうか。また、その場合の若者とはどのような年齢が対象になるでしょうか。

○半田児童相談所設置調整担当課長 若者特有の問題につきまして、現在はほかの相談と同様にすこやか福祉センターが窓口となってございます。令和3年度に開設予定の(仮称)総合子どもセンターでは、おおむね39歳までの方を対象といたしまして、社会生活の適用に課題のある若者とその家庭に対して本人と家族の状況を総合的に把握し、段階的に自立につながる支援のコーディネートを実施してまいります。

- ○斉藤委員 ちょっと今聞き漏れたんですけど、下は何歳からとおっしゃいましたでしょうか。 ○半田児童相談所設置調整担当課長 失礼いたしました。対象年齢につきましては、上はおおむね39歳まで、下につきましては義務教育終了後の方を予定してございます。
- ○斉藤委員 ありがとうございます。ぜひこの年齢、この年齢と区切らずにその前後も視野に入れた連続性のある支援として取り組んでいただきたいと思います。

といいますのは、義務教育年齢までは、ある程度は学校を通じてのフォローができるわけでございます。例えば、家に食べ物がなくても昼は給食を食べることができたり、もし授業に出るのがつらくても、保健室や養護の先生、スクールソーシャルワーカーに話を聞いてもらうこともできます。ところが、中学を卒業するとその支援が切れてしまう。高校等の進学先が決まっていても中退や不登校になるケースも多いのです。文科省、令和元年の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、東京都では高校に進学したおよそ5,000人が中途退学し、これは全国の数字になりますが、単位制学校を除く学校ではおよそ

5 2%の生徒が1年生の間に退学します。一番多い理由がもともと高校生活に熱意がないなど、学校の不適応でおよそ40%、これは見過ごせない数字でございます。これまでも当会派の山本議員が区と都と教育委員会の情報連携を進めるよう主張しておりましたが、区自身で具体的に主体的にできること、要保護生徒やそのリストには挙がっていなくても不登校など継続支援が必要な生徒の中学卒業後の継続支援について取組がありますでしょうか、お聞かせください。 〇伊藤地域活動推進課長 これまでのところ、区として中学校卒業時に不登校など継続支援が必要な生徒の情報をすこやか福祉センターや子ども家庭支援センターが把握するという仕組み

○伊藤地域活動推進課長 これまでのところ、区として中学校卒業時に不登校など継続又接が必要な生徒の情報をすこやか福祉センターや子ども家庭支援センターが把握するという仕組みはございません。現在、個人情報提供に関する仕組みづくり等、支援の継続に向けて関係部署で協議を行っているところでございます。

○斉藤委員 こちら特有の問題として、恐らく自ら相談に行くということはあまりないように 見受けられます。その点についてアウトリーチをかけていくということが大切な取組になると 思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤地域活動推進課長 そうですね。保護者の方が、例えば中学時代からすこやか福祉センターを継続支援先として認知していただければ、そこからすこやかの相談がつながっていくということはあるかというふうに思います。また、御本人の状況によりますけれども、相談の意欲があるということであれば、すこやか福祉センターでも新しい総合子どもセンターでも受けていくということができますけれども、なかなかそこにつながらない方に対して、御当人に対して、どのようなアプローチができるかというところは、まだ区として十分な知見を持っていないところでございますので、今後関係機関で十分そこは協議、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

○斉藤委員 だからこそ、やはり学校、そして区と都の教育委員会の情報連携など大事になって いくのではないかなというふうに思っております。

そして、私自身、これまでの私が受けてきた様々なケースを見る中で、若者支援の中で特に就 労支援が必要だというふうに感じています。仕事に出て給料をもらうことは社会人としての自 立につながります。また外出して人と接触する時間となり、とかく生活リズムが崩れそうな場合 でも、ある程度のペースをつかむことができます。我が会派では、静岡県富士市での視察で、働 きたい誰もが就労できるように支援する取組について学ばせていただきました。高齢者、独り親、 障害者、そして人生経験の浅い若者たち、様々な方々が支援を受けられるよう、いわゆる横串を 刺した取組は大変ヒントになるものでございました。中野区では、若者が相談しやすい就業支援 が今ございますでしょうか、お聞かせください。

○堀越産業観光課長 若者の就労支援について、現在区では、おおむね39歳以下の方向けの就職相談、面接会を杉並区、ハローワーク新宿との共催によりまして実施しているところでございます。今年度は先月1月に実施いたしまして、中野区、杉並区に勤務地のある企業20社を集めまして、多くの求職者が来場したというところでございます。また、区が運営いたしております就労求人支援サイト「ぐっJOBなかの」にはスマートフォン版もございまして、絞り込み機能など、各事業所からの求人情報など検索をしやすいつくりとしているところでございます。

○林生活援護課長 年齢を問わず、自立相談支援機関、中野くらしサポートにおいて、就労相談 も含め生活困窮者に対する包括的な支援を行っているところでございます。中野くらしサポートへの就労相談後、必要に応じてハローワークと連携した就労支援事業、中野就職サポート及び 就労意欲が未成熟であったり、生活習慣上の問題等から直ちに就労できない者に対して、就労に 必要な知識や能力向上のための訓練等を行う就労準備支援事業、中野就労セミナーを実施して いるところでございます。

○斉藤委員 ありがとうございます。そのほかにも厚労省による地域若者サポートステーション「サポステ」や東京都の若者総合相談センター「若ナビ $\alpha$ 」などがあり、つないでいただいているという実績は伺っております。今現在でも中野区は様々な取組をされていますが、ぱっと見て、どこがいいのというところがやはりちょっと見にくいところがございます。ワンストップで相談しやすい窓口の整理、それにはやはり、今定例会でも何度も話題に上っておりますけれども、広報アドバイザーなどを活用して、分かりやすい広報というのはとても大切なことだと思っております。障害者の認定をされている方は、企業にその枠で採用されることもありますが、障害が軽度で認定ではありませんが、例えば全日での――全日というのは一日中の業務に就くことが難しい方がいます。事業体に配慮をいただかないと採用に結びつかない場合があったりします。業務の切り出し、例えばある特定の業務だけ、午後の何時間、3時間と時間を区切って採用していただくような協力事業体のリストを作るなどの取組を区として検討することはいかがでしょうか。

○林生活援護課長 中野就職サポートにおいては、ハローワークの求人検索システム等により、職種、就業時間、仕事内容などが把握できるところでございます。中野就職サポートの職員との面談により、相談者の状況や希望を把握し、求人先の事業所との就業条件等の交渉も行っているところでございます。現在のところリスト作成は考えてございませんが、今後とも一人ひとりの希望に沿った就労支援ができるよう丁寧に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○斉藤委員 ぜひ前向きな取組をお願いしたいと思います。窓口の方々の一人ひとりの職員の 方々のマインドが大事だと思います。

東京都では都民の就労支援に係る――これは河合議員も取り上げておりましたけれども―― 施策の推進とソーシャルファームの創設の促進に関する条例というのが制定されています。中野区では、そのような取組に関してどのようなお考えでしょうか。

- ○林生活援護課長 都の進める就労支援やソーシャルファームの取組の動向を注視するととも に、今後も自立相談支援機関等において、相談者の実態やニーズに沿った相談支援を行い、自立 に向けた丁寧な支援を実施してまいりたいと考えているところでございます。
- ○斉藤委員 ぜひよろしくお願いいたします。知識がないためにだまされてしまう契約上のトラブルが、成人年齢が18歳になると増える可能性もあります。中野区消費生活センターでは、「若者のトラブル110番などを実施します」などの電話相談も行っております。日曜日の法律

相談でも同様な対応をしてもらえるそうです。若者支援という視点をぜひ区の中で充実させて いただきたいと思います。

## (2) シチズンシップ教育について

一方で、区が取り組むべき若者政策は、サポートが必要な若者の支援だけではありません。全ての若者が生き生きと活動ができ、意見が主張でき、また一人の市民として育まれるための取組が必要です。ここにおいてシチズンシップ教育、主権者教育の考え方が基本となるでしょう。ちょっと余談ですけども、「シチズンシップ教育」と表記してありますけど、「シティズンシップ教育」と表記する場合もありますので、検索のときは御配慮いただきたいと思います。

文科省の基本的な考え方として、シチズンシップ教育とは、「主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせること」としています。中野区でも、平成28年度から30年度までの3年間で全中学校において主権者教育の取組として模擬選挙を実施し、今後も引き続き教科指導、学級活動や生徒会役員選挙等の機会で模擬選挙での取組を継続するとしています。

さて、中野区では、今年17年目になるハイティーン会議がございます。これは、応募により集まった中学生から18歳までの区内在住・在学・在勤者がテーマを設けてワークショップ形式で会議を進行し、必要に応じて関係機関への取材を行ったりして意見を深めていくものです。最後にまとめた意見は発表されます。設置当初の冊子を見ますと、「ハイティーン会議の活動は高校生の意思表示の場であると同時に、高校生の意見を中野のまちづくりや施策に反映させるという使命もあり」と書かれています。17年前、まだ世の中が若者政策に目を向けていなかった頃、中野区では既に区としてシチズンシップ教育を踏まえた取組を行っていたことになります。これは大変画期的なことだったと思います。ところが、近年の冊子を見るとその文言は消えており、いつの間にか調べ学習の形に変わってしまっているのを感じます。この会議の設置当初のテーマ、数年のハイティーン会議のテーマ、どのようなものがありましたでしょうか。設置当初と内容が変わっている、それはどのような経緯があったのでしょうか。現在における目的をお知らせください。

○伊藤育成活動推進課長 お答えいたします。ハイティーン会議の事業開始時は、高校生の意見表明の場であると同時に、高校生の意見を中野のまちづくりや施策に反映することを活動の視点に入れてございました。その後、対象を中学生に広げ、学校生活等の中で感じる興味や関心を重視し、自ら考え自ら道を切り開けるような人材育成という視点を位置付けた活動としてございます。

テーマでございますけれども、設置当初の平成15年度は「10代の子どもたちに魅力的なまちとは」でございまして、平成29年度が「オリンピック・パラリンピック」、そして「教育」。 平成30年度は「流行」、令和元年度は「校則」、そして「行列と心理」でございます。

- ○斉藤委員 自らの学びを広げていくという趣旨は理解できるものでございますが、中野区への施策に反映させるというところがなくなったという経緯についてはいかがでしょう。
- ○伊藤育成活動推進課長 そうですね。施策が設置当初、中野区のまちづくり関係とかそういうものに対しての施策というのも反映されてございましたけれども、その後対象を中学生に広げたということで、要は学校生活の中で感じる興味とか関心を重視した結果テーマが変わったということでございます。
- ○斉藤委員 私は在住の参加者が少なくなった、私立の中高生が増えたというふうに認識をしておりました。でも、自分の学校がある中野区、まちをよくしていこうという視点は当然あってもよいと思います。ですから、大変、この項目がなくなったことを私は残念に思っているところでございます。来年度予算で48万5,000円の予算がついておりますが、他区に誇れる事業だったと思いますが、今回の平成31年度外部評価の結果は、改善や見直し、縮小や廃止を求める大変厳しいものでした。これに対して区の見解はいかがでしょう。
- ○伊藤育成活動推進課長 ハイティーン会議は、中野区在住・在学・在勤の中学生から18歳までの方を対象に学年や地域、私立・公立の枠を超えて生徒が自ら集まり、自由にテーマを設定し議論を深め、合意形成の過程を経験できる貴重な機会となる事業であると認識してございます。今後は、参加者を増やすことに努めるとともに、地域課題や区政課題についても調査研究、意見の交換を行う機会を増やすなどの改善を図り、ハイティーン会議の活動の成果をより広い方々と共有できるよう工夫していきたいと考えてございます。
- ○斉藤委員 私は、このハイティーン会議の在り方を見直し、生涯にわたって中野を大切に思い、関わってくれる若者を育てるような、区が支援する一つのシチズンシップの教育の場として一段階上げてはどうかというふうに思っております。それが中野区に住む、また通学する、仕事をする若者たち、まちに対して愛着を持つ、そういう人、社会の市民の一員が育つための一助となるのではないかというふうに思っています。中高生にしかない目線で中野の課題に対して調査研究し、発表。区が提案としてそれを受け止めるものとして位置付け、政策立案に生かすような仕組みまで持っていってはどうでしょうか。

これは前に間議員が質問で取り上げたものでございますけれども、例えば、愛知県新城市の若 者議会のように、若者と市民、職員が共同して政策を立案、市へ答申し、そこに予算がついて実 施されるというような形をとることもできます。若者の声を区政に生かすということも求めら れていくと思います。

このたび、この若者政策について研究の費用がついています。先進地の視察を検討するなど情報収集にも努めていただき、新たな取組として発展させていただきたいと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○伊藤育成活動推進課長 現在、ハイティーン会議の活動の中間報告として、育成団体、PTA、 民生児童委員、町会等に参加を呼びかけた交流会を秋に開催してございます。当日はメンバーが 企画運営し、区長や教育長の参加も得て、中高生が参加者とグループディスカッションを行うな どで課題を共有し、議論する有意義な機会となってございます。来年度はこれまでの成果を踏ま えながら、若者がさらに幅広い交流や活動を通じて成長できるよう、先進自治体への情報収集を 行う予定でございます。ハイティーン会議の今後の在り方については、若者政策に関する調査や 研究を進める中で、当事者である中高生や若者の声、地域の方々の声をお伺いしながら検討して まいりたいと考えてございます。

○斉藤委員 区長の施政方針説明に、「常に変わりゆく社会課題に即応していくためには、課題を共有し、ともに考え、ともに解決に向けて行動する人を増やしていくことが不可欠です」と話されており、こうした人材を育てていくことはシチズンシップ教育の目的にも合致したものです。いわゆるシチズンシップ教育というのは、投票率を上げることだけが目的ではありません。ですから、このハイティーン会議を、せっかくの機会なので、シチズンシップ教育につながるようなものに一段階上げていくような検討をぜひしていただきたいと思います。それが私の先ほどの問いかけだったんですけれども、いかがでしょうか。新しい視点を踏まえていただきたいという点についてお答えください。

○伊藤育成活動推進課長 今後、情報収集とか先進自治体の事例を集めていって、またさらに意見交流会等を実施していって、さらに育成課題、地域課題等を念頭に置きながらちょっと拡大していきたいなと考えてございます。

○斉藤委員 区としての明確なビジョンを持って進めていただきたいと思います。以上でこちらの質問は終わります。

## 3 まちの風景を大事にしたみんなで取組むまちづくりについて

## (1) 生産緑地、未利用地や学校跡地等について

では、最後の項目になります。まちの風景を大事にしたみんなで取組むまちづくりについてお 伺いします。

実は、今後の区有施設の整備の考え方についてからお話を始めたかったのですが、ちょっと時間がなくなりましたので、区が持つ区有施設、土地等の観点から、一つだけ、生産緑地地区の活用について質問させていただきます。

生産緑地というのは、生産緑地法で定められた土地制度の一つで、公園や緑地など公共施設の敷地に供するのに適している土地で、30年間農地として管理することが義務付けられますが、税制面で大幅に優遇が受けられることができます。このたびその生産緑地の多くが令和4年に指定解除を迎えます。生産緑地の緑は区として大切な資源です。同僚議員からも、これは一般質問でお話がありましたけれども、現在上鷺宮と大和地域に8か所あるのみです。それが、平成5年には25か所、5.46ヘクタールもありました。貴重な緑の土地が減少した、この生産緑地が減少していった経過についてお聞かせください。

○安田都市計画課長 お答えいたします。生産緑地は、生産緑地を所有する権利者側において農業を継続することが原則になっております。減少した理由は、生産緑地を所有する権利者側において相続等の理由から農業を継続できず減少したものでございます。

- ○斉藤委員 そのときに、こちらの緑地法の規定の中で、区に買取り請求が行われることがございます。それは、全部においてなかったのでしょうか。
- ○安田都市計画課長 区として土地を取得する場合には、原則として使用用途や目的等が定まっていない土地は購入できないものとなってございます。また、計画的な位置付けがない場合には、国等の補助金の活用も困難であるというのが理由でございます。生産緑地の区への買取り申出があった場合につきましては、区として活用検討を行ってございます。結果として活用に適した土地がなかったことや権利者との交渉がまとまらない等の理由から買取りができなかったものと考えてございます。
- ○斉藤委員 ということは、あらかじめ計画があり、それぞれの生産緑地の活用の方針が決まっていたら、もしかしたら違っていたかもしれないということでしょうか。
- ○安田都市計画課長 生産緑地につきましては、区の都市計画マスタープランにおきましても、区の北西部地域における貴重な緑とオープンスペースの機能・役割を果たしていると考えてございます。こうした地域の地域環境特性を維持していくためには生産緑地の保全の考え方や生産緑地としての継続が困難となった場合の公共としての計画的な活用の在り方などについて、個々の立地条件等を踏まえて検討を進めることが大事と考えてございます。
- ○斉藤委員 ぜひ区としての方針を持ってあらかじめ計画を立てられたらどうかと思います。ただ、多額のお金がかかることです。補助金を得ることができないか、また基金の積立てを考えることはできないか、平成30年度の税制改正で、市民農園の貸付けでも相続税の納税猶予が適用されることになったそうです。生産緑地法の改正で建築規制の緩和も図られ、例えば農家カフェや販売所を併設することができるようになりました。ここで稼げる土地利用を考えることもできます。クラウドファンディングの活用も可能かもしれません。あるいは、公園に隣接した土地は公園として、学校の近隣だったら学校で利用する畑として利用することもできるかもしれません。夢は広がります。そんな対応を検討できればいいなと思います。これは提案とさせていただきます。

## (2) 景観まちづくりについて

では、最後になります。景観まちづくりについてお伺いをさせていただきます。

家を出て、職場や買い物に出かけるとき、また子どもとまちを散策するとき、美しい町並みが続いていたら、このまちに住んでよかったなと思う方は多いことと思います。ところが、実際のところ、これは中野に限ったことではありませんが、まちをつくる意識のないまま機能重視でつひとつの施設を造ってきてしまったがために、統一性のない町並みができ上がってしまったという日本の状況がございます。西武新宿線沿線では、近年派手な色の大きな広告が目立つようになり心を痛めております。これまで中野区では景観形成の取組が系統立って行われていませんでした。こちらの10か年計画にも十分ではないと記載があるところでございます。この10か年計画(第3次)では、ステップ2で景観についての項目に、景観形成、基本方針の検討を行い、景観行政団体への移行を推進するとしていますが、実現されていません。

このたび令和2年度の主な取り組みのところで、景観方針の策定、(仮称) 景観まちづくりガイドライン策定に向けた検討を行いますとあります。既にこちらも同僚議員が取り上げているところでございますが、景観政策の在り方を示す基本的な方針ということでよろしいでしょうか、お伺いします。その後の景観行政をどのように今進めていく計画かお聞かせください。〇安田都市計画課長 (仮称) 景観まちづくりガイドラインは、景観行政を進めるための指針となる考えを示すものでございます。これを踏まえまして、区は景観法に基づく景観計画を策定し、この中で景観計画区域、建物の形態、意匠等の規制、誘導手法、良好な景観形成に向けた具体的手法とともに参加と協働のための制度を定めることによって景観行政を進めていくことと考えてございます。

○斉藤委員 いろいろお伺いしたかったのに、ちょっと時間がないので、実は景観行政団体というのは、23区中、20区は団体になっている、中野区を入れて3区はなっていないという実情がございます。ぜひ景観についての取組を進めていただきたいと思っております。景観規制というと、屋外広告への規制や建築物への形態、意匠などを指すものではありますが、一方で、先ほども申しました美しい景観を守りたいという景観権はとても主観的なものであったり、地域によって異なっていたりします。つまり、良好な景観を守るという取組は、実は住民と行政の合意の下に基準を設けていくという方法でしかつくられないものではないかと思うのです。多くの区民や区を訪れる人たちが一緒に考えたり、専門家の意見も聞いて考えていくものなのではないかと考えております。景観法では、「良好な景観は、美しく風格のある国土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであることにかんがみ、国民共通の資産として、現在及び将来の国民がその恵沢を享受できるよう、その整備及び保全が図られなければならない」と2条1項にあります。区は何をもって今中野らしい良好な景観と位置付けてこの施策を進めていかれるのでしょうか、お伺いします。

○安田都市計画課長 委員御指摘のとおり、いろんな専門の方々や住民の方々等の意見が必要ということもございますけれども、まずは景観法に基づき、景観まちづくりの策定に当たっては良好な景観形成に向けた具体的手法とともに、参加と協働のための制度を定める。あるいは、景観法に定められた景観計画や具体的な規制誘導手法などを併せて検討し、良好な景観形成に向けて具体的手法を検討していきたいと考えてございます。

○斉藤委員 風景という言葉があります。世田谷区では、景観条例ではなく風景条例と名づけています。中野区でももう少し概念を広げて、公園、寺社などの、例えば哲学堂や旧野方配水塔のようなそういう建物だけを残すという概念ではなく、例えばお祭りでのおはやしの笛の音、並木道、区歌にもございますけれども、並木道や坂や中野駅の南のレンガ坂、北側、狸小路などの風景、商店街でのやきとりの匂いなど、そんなものも中野の景観として位置付けてはどうかと思います。区民活動センターには運営委員会がそれぞれございます。そこに集まる方々で、その地域で大事にしたい風景を集めていく。そんな取組も今回の指針に取り入れてはいかがかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○安田都市計画課長 区として目指すべき良好な景観とは、周辺の建物等との調和のとれた町並みの形成、委員のおっしゃるように地域の特性や歴史的な資源を生かした景観の形成、また将来に向けて新たに創造する都市景観など、全体として調和のとれた良好な景観を想定してございます。 (仮称) 景観まちづくりガイドラインの策定を目指すところでございますけれども、こういったことを参考に進めていきたいと考えてございます。

○斉藤委員 ぜひ地域の風景を大事にした中野らしい風景づくり、景観づくりを進めていって ほしいと思います。

東京都では東京のしゃれた街並みづくり推進条例を策定しています。個性的で魅力ある町並みや景観づくり推奨し、補助制度もございます。今、中野で一番おしゃれな景観があるところはどこでしょう。実は、中野セントラルパークがこれを利用したものでございます。景観というのはある意味主観的なものだというふうに思います。ほかに、私は時々行くんですけれども、豊島区の南池袋地区の南池袋公園付近、またそこにあるカフェはクールだったりしますし、新宿文化センター通り付近などはおしゃれになったと気づかれた方も多いでしょう。中野区でのさらなる実施はいかがでしょう。検討の可能性はありますでしょうか。

○安田都市計画課長 セントラルパークにつきましては、委員のおっしゃられるように、東京の しゃれた街並みづくり推進条例の適用によって様々な制度を使いまして良好な景観や町並み、 憩いの空間を作成しております。様々な景観まちづくりの手法がございます。そういった手法を 考えて、良好な景観形成に向けて、景観まちづくりガイドライン作成においては検討してまいり たいと考えてございます。

○斉藤委員 これから基本構想・基本計画が策定され、都市計画マスタープランの改定、新区役所庁舎を含めた中野駅周辺のまちづくり整備、西武新宿線沿線のまちづくり整備が進んでいきます。無電柱化整備も実施されていくタイムリーな時期、状況だと思います。本日も含めて、様々な委員からエリアマネジメントについても取り上げられていましたが、ぜひ景観という視点も加えていただきたいと思います。ぜひ景観の観点からまちづくりを考えていきたい。美しく魅力ある景観は、中野区の自治体としての風格を表すものです。そこには、まちづくりに携わる全ての人々が景観を大切だと思い、この場所に愛着と誇りを持てるまちを自ら築いていこうという意識が基本になければなりません。何を美しいとするかは、多くの議論を経た上で、まちのみんなで考えていくことだと思います。

本日の全ての質疑に統一した私の考えとして、地域で支える学校、市民としてみんなでまちに 愛着を持つ若者を育てていくこと、区民参加のまちづくり、みんなでつくるみんなのまち中野の 実現を目指していくことをお示しして、私の全ての質疑を終えたいと思います。ありがとうござ いました。